

【課程認定制度の見直しの方向性について】

3. 評価の仕組みの導入の考え方

- 教員養成の質の確保・向上を促す新たな制度的仕組みとして、評価の仕組みを導入(置換又は追加)する。

	(現行) 認定(一回限り)	(案1) 評価型認定(一定期間ごと)	(案2) 認定(一回限り) + 評価(一定期間ごと)
概要	法令等で定められている最低基準を満たす場合に認定される(その後の認定・評価の仕組みは無い)。	認定に有効期間を設定し、当該期間の満了までに審査を受け、最低基準を満たすと同時に一定の実績を有する場合に、次の期間についての認定を得られることとする。	認定を受けるとともに、一定期間ごとに、第三者機関の評価を受けることとする。
認定・評価内容	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。 等	認定: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 評価: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。 ○質向上のための積極的取組がなされていること。 等を総合的に3~5段階で評価
認定・評価機関	文部科学大臣	文部科学大臣	認定: 文部科学大臣 評価: 第三者機関
周期		認定(一定期間ごと)・評価の周期については、既に実施されている認証評価を踏まえ、 5年、7年、10年 (5年×2)とする案が考えられる。	
課題等	○認定後、長期間経過し、法令等に違反している課程が確認されている。 ○認定後の事後チェック機能として、課程認定委員会の実地視察があるが、認定課程数が2万4千を超え、全体の質の確保・向上につながりにくい。	○実状・実績が伴わない場合に、廃止すると同時に新規認定の申請を行うケースへの対応が必要(廃止後数年は申請不可とする等)。	○第三者機関を確保し、安定的・継続的な経営基盤を構築することが必要。 ○すでに実施されている認証評価や国立大学法人評価との関係を整理し、大学の負担に配慮することが不可欠(現在は、専門職大学院のみに分野別評価が導入されている)。